

（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部改正）

第五条 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前
一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準		
		ロイイ準 (略)
		併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)		併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(+) (1)		併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
f a s e	b (略)	併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
i	bからeまでの規定にかかるらず、次に掲げる要件のいすれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上	併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
i	夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器（以下「見守り機器」という。）を当該短期	併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。

ii | 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

iii | 見守り機器及び情報通信機器（以下「見守り機器等」という。）を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他 の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

(3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備
見守り機器等の定期的な点検

(4) 職員研修
見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(5) 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、六十以下の場合は一以上、六十一以上の場合は二以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されること。

(2) (二)・(三) (略)

ハ 夜勤職員配置加算(1)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (二)・(三) (略)

ハ 夜勤職員配置加算(1)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (一)

(略)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)

又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の数設置すること。

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)

又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数(ロ(1)-(f)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合については、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)

i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。

ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その

(1) 夜勤職員配置加算(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (一)

(略)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行いう介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

(新設)

他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

(3) 見守り機器等の定期的な点検

(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)

又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の数設置していること。

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)
又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数

i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。

(新設)

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

活介護事業所の利用者の数以上設置していること。

ii

夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

iii

見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の中間職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

- (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保
- (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- (3) 見守り機器等の定期的な点検
- (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(3) · (4)

(略)

(3)

(略)

三二

(略)

(3)

(略)

(4)

(略)

二二
三
認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに一以上であること。ただし、同令第九十条第一項ただし書の規定が

（新設）

（新設）

二二
三
認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに一以上であること。

適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

口 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) (略)

(2) 経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) (略)

ハ 夜勤職員配置加算(1)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(II)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(III)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(IV)イ若しくは口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

ハ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一

号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

口 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) (略)

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) (略)

ハ 夜勤職員配置加算(1)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(II)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(III)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(IV)イ若しくは口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

ハ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれに

た数以上であることを、当該a又はbに定める数以上であることを。

a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上

		i 見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。
	b	ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
	b	iii 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数（第一号口(1)-(f)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数）
i 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。	
(4) (3) 慮 見守り機器等の定期的な点検	ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。	
	iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の中職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。	
(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保	(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保	
(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	
見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職	見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職	

b
 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)
 (新設)

(新設)
 (新設)

員研修

(3) (2)

(略)

夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一

号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i 見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置すること

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一

号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数

i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。

ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行なう全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項

(3) (2)

(略)

夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号口(2)に規定する夜勤を行う

介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地

域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上

の数設置していること。

(新設)

(新設)

見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

(新設)

(新設)

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ (略)		
口	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
(3) 見守り機器等の定期的な点検	(4) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
(5) (8) (略)	(6) (略)	(7) (略)
イ (略)	イ (略)	イ (略)

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ (略)		
口	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	(3) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(4) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	(5) ユニット型経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。	(6) ユニット型経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。
(7) (略)	(8) (略)	(9) (略)
イ (略)	イ (略)	イ (略)

規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

	a	次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一 号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
i	i	見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。
ii	ii	見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
b	b	次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一 号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数（第一号口(1)-fの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の人を加えた数）
i	i	夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。
ii	ii	夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。
iii	iii	見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
(1)		夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要

規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a	入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。 (新設)
---	--

b	見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。 (新設)
---	--

とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保

(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

見守り機器等の定期的な点検

(4) (3) 慮
見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(3) (2)

夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一

号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i 見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一

号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数

i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。

ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連

(3) (2)

夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号口(2)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。

(新設)

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

(新設)

iii | 携促進が図られていること。

六				
十	(4)			
	(8)			
(略)	(略)	(員研修)	(4)(3) 處	(2) (1)
			見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職	夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保
			見守り機器等の定期的な点検	夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配
				ること。

六				
十	(4)			
	(8)			
(略)	(略)			
				(新設)